株式交換に係る事後開示書面

（会社法791条第１項第２号、第801条第３項第３号
及び会社法施行規則第190条に定める書面）

2020年３月11日

アルコニックス株式会社

平和金属株式会社

2020年３月11日

株式交換に係る事後開示事項

東京都千代田区永田町二丁目11番1号
アルコニックス株式会社
代表取締役社長 竹井　正人

大阪市中央区北浜二丁目６番18号
平和金属株式会社
代表取締役社長 井上　宏朗

アルコニックス株式会社（以下、「アルコニックス」といいます。）と平和金属株式会社（以下、「平和金属」といいます。）は、2020年１月28日付で両社の間で締結した株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2020年３月11日を効力発生日として、アルコニックスを株式交換完全親会社、平和金属を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第１項第２号、第801条第３項第３号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 本株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第１号）
2020年３月11日

2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の２、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第２号）

（1） 会社法第784条の２（株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過
該当事項はありません。

（2） 会社法第785条（株式買取請求）の規定による手続の経過
平和金属は、会社法第785条第３項の規定により、2020年２月20日付で平和金属の株主に対し、本株式交換を実施する旨並びに株式交換完全親会社であるアルコニックスの商号及び住所を通知いたしましたが、会社法785条第１項の規定による株式の買取請求を行った平和金属の株主はおりませんでした。

（3） 会社法第787条（新株予約権買取請求）及び第789条（債権者異議）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第796条の２、第797条及び第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第３号）

（1） 会社法第796条の２（株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

該当事項はありません。

（2） 会社法第797条（株式買取請求）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

（3） 会社法第799条（債権者異議）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 本株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第190条第４号）

本株式交換によりアルコニックスに移転した平和金属の株式の数は、433,000株です。

5. その他本株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第190条第５号）

（1） アルコニックスは、会社法第796条第２項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第795条第１項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法796条第３項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知したアルコニックスの株主は０名であり、その有する株式の数の合計は０株でした。当該株式数は、会社法施行規則第197条に規定する数を下回ります。

（2） 平和金属は、会社法第783条第１項の規定により、2020年３月10日開催の臨時株主総会決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。

（3） アルコニックスは、本株式交換に際して、本株式交換によりアルコニックスが平和金属の発行済株式（但し、アルコニックスが保有する平和金属の株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時の平和金属の株主名簿に記載又は記録された株主（但し、アルコニックスを除きます。）に対し、その所有する平和金属の普通株式１株につきアルコニックスの普通株式0.9株の割合をもって割当交付いたしました。なお、アルコニックスが割当交付した普通株式の合計は389,700株です。

（4） 本株式交換により増加したアルコニックスの資本金及び準備金の額は以下のとおりです。

① 資本金の額 ：０円
② 資本準備金の額：会社計算規則第39条に従ってアルコニックスが別途定める額
③ 利益準備金の額：０円

以上